

特別地域内除染実施計画の策定について

環境省水・大気環境局

- 除染特別地域（国が直接除染を行う警戒区域又は計画的避難区域に指定されたことがある地域）については、放射性物質汚染対処特措法第 28 条に基づき策定する特別地域内除染実施計画（以下「除染計画」という。）に従って除染を行うこととなる。
- 田村市、檜葉町、川内村、南相馬市、飯舘村の 5 市町村については、関係者との協議・調整を終え、4 月 13 日（金）に田村市、檜葉町、川内村、18 日（水）に南相馬市、5 月 24 日（木）に飯舘村の除染計画を策定・公表した。
- その他の町村についても、引き続き関係者との協議・調整を続け、合意が得られ次第、順次、除染計画を策定する予定。
- 各市町村の除染計画の期間は平成 24 年度から 2 年間又は 1 年間とし、主に以下の内容を記載。
 - ①除染等の実施に関する方針
 - ・人の健康の保護の観点から必要である地域を優先
 - ②除染計画の目標
 - 基本方針に定める目標を踏まえ、さらに、
 - ・学校再開前に学校等の線量を毎時 1 マイクロシーベルト未満
 - ・営農再開に配慮
 - ③除染計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
 - ・除染対象地域とスケジュール
 - ・除染方法
 - ④その他
 - ・広域インフラの除染
 - ・除染計画の見直し
- 除染計画を策定した市町村における仮置場の確保状況等を踏まえつつ、順次、除染事業を発注する。（5 月 11 日に田村市、5 月 25 日に檜葉町、6 月 1 日に川内村、6 月 15 日に飯舘村）

<各市町村の除染計画のポイント>

● 田村市

除染特別地域内の住居等、農用地及び住居等近隣の森林について、平成 24 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

● 檜葉町

除染特別地域内の住居等、農用地及び住居等近隣の森林のうち、内陸部を中心とした地域については平成 24 年度内、沿岸部を中心とした地域については平成 25 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

● 川内村

除染特別地域内の住居等及び住居等近隣の森林について、平成 24 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

除染特別地域内における農用地について、平成 25 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

● 南相馬市

除染特別地域内（帰還困難区域を除く。）の住居等、農用地及び住居等近隣の森林のうち、内陸部を中心とした地域については平成 24 年度内、沿岸部及び山間部を中心とした地域については平成 25 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。

● 飯舘村

除染特別地域内（年間 50 ミリシーベルト超の地域を除く。）の住居等、農用地及び住居等近隣の森林のうち、西側の標高が高い地域については平成 24 年度内、残りの東側の地域については平成 25 年度内の完了を目途に除染等の措置を実施する。